

## 厚木市猫不妊・去勢手術費助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年条例第35号）の趣旨に基づき、猫の不妊手術又は去勢手術を行おうとする者に対し、その手術に要する費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、営利を目的として猫を飼養し、又は世話している者を除く。

- (1) 市内において猫を飼養している者
- (2) 市内に生息する飼い主のいない猫を責任をもって世話している者

(助成の額)

第3条 助成の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不妊手術の場合 1頭につき4,500円
- (2) 去勢手術の場合 1頭につき3,000円

(助成の申請等)

第4条 対象者は、助成を受けようとするときは、厚木市猫不妊・去勢手術費助成券交付申請書により、市長に申請しなければならない。この場合において、対象者は、本人であることを示す書類（以下「本人確認書類」という。）を提示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、助成の申請は、代理人によりすることができる。この場合において、当該代理人は、当該代理人自身の本人確認書類及び対象者の本人確認書類を提示し、並びに委任状を提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、厚木市猫不妊・去勢手術費助成券（以下「助成券」という。）を対象者又はその代理人に交付するものとする。

4 助成券の有効期限は、当該助成券を交付した日から起算して3月を経過した日の属する月の末日（その日が、交付した日の属する年度の末日を超える場合にあつては、当該年度の末日）とする。

(助成の方法)

第5条 前条第3項の規定により助成券の交付を受けた対象者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「手術実施機関」という。）に助成券を提出し、猫の不妊手術又は去勢手術を受け、当該手術に要する費用から第3条各号に掲げる額を控除した額を当該手術実施機関に支払うものとする。

- (1) 厚木愛甲獣医師会会員又は厚木市内に飼育動物の診療施設を開設した者
- (2) 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条に規定する届出をした者
- (3) 市長と厚木市猫不妊・去勢手術の費用に関する協定（以下「協定」という。）を締結した者

2 手術実施機関は、不妊手術又は去勢手術に係る費用のうち、前項の規定により控除した額については、協定に定めるところにより、市長に請求するものとする。

（助成券の返還等）

第6条 対象者は、助成券の受領後、当該助成券を使用しないこととしたときは、速やかに市長に返還しなければならない。

2 市長は、対象者が虚偽の申請その他不正な手段により助成券の交付を受け、又はその助成券を使用したことが判明したときは、既に交付した助成券又は助成相当額を返還させることができる。

（助成券の交付を受けた者の遵守事項）

第7条 市内に生息する飼い主のいない猫を責任をもって世話している者が助成券の交付を受けた場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 不妊去勢手術後の猫については、終生飼養できる者へ譲渡に努めるか、責任をもって世話を継続すること。
- (2) 不妊去勢手術後の猫の世話を継続する場合は、ふん尿の管理を行い、周辺環境の美化を図るとともに、近隣住民の理解を得るよう努めること。
- (3) 猫に不妊去勢手術済みであることが分かる識別措置を講ずること。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により助成券の交付を受けている者について

ては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。